

会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項に定める事後備置書類
(吸収分割に係る事後開示事項)

吸収分割会社 株式会社一家ダイニングプロジェクト
吸収分割承継会社 株式会社一家ホールディングス

吸収分割に関する事後備置書類

2022年3月1日

千葉県市川市八幡二丁目5番6号
株式会社一家ホールディングス
代表取締役社長 武長 太郎

千葉県市川市八幡二丁目5番6号
株式会社一家ダイニングプロジェクト
代表取締役社長 武長 太郎

株式会社一家ダイニングプロジェクト（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社一家ホールディングス（以下「承継会社」といいます。）は、2022年1月18日付吸収分割契約に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いました。

本会社分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022年3月1日

2. 分割会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみのため、会社法第784条の2の規定に基づき、本会社分割をやめることを請求した株主はいません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

分割会社の株主は特別支配会社である承継会社のみのため、会社法第785条の規定による手続を実施していません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続を実施していません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

本会社分割における分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第789条の規定による手続を実施していません。

3. 承継会社における手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本会社分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 796 条の 2 但書の規定により、承継会社の株主は本会社分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 797 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、2022 年 1 月 28 日付で電子公告を行いました。なお、本会社分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき株式買取請求を行うことができる株主はいません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 1 月 28 日付官報及び電子公告にて、債権者に対し公告を行いました。異議申述期限までに本会社分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本会社分割の効力発生日をもって、本会社分割に基づき、分割会社の本会社分割対象事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：65 百万円

承継負債の額：8 百万円

5. 会社法第 923 条の変更登記予定日

2022 年 3 月 8 日（予定）

6. その他本会社分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上